

令和6年12月19日

【照会先】

医薬局 総務課

課長 重元博道

課長補佐 森田和仁（内線4204）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2377

報道関係者 各位

電子処方箋システム一斉点検の実施について

1. 概要

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに7件報告されています。

（※）システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

（参考）11月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539

処方箋枚数（R6.11・推計値） 約7500万枚

うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約11万枚（約0.15%）

2. 今回の対応

（1）医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、

- 1) 本日（12月19日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
- 2) 23日、24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
- 3) 25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。

- (2) あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省 HP に公表します。
- (3) 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方箋登録等は可能です。
- (4) システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省の HP で公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。